本局会場

東京法務局一斉
「相続・遺言」説明会＆相談会

相続登記の義務化及び自筆証書遺言書保管制度の**説明会**を開催します。
併せて、司法書士及び土地家屋調査士による**無料相談会**を行います。この機会に、法務局でできる相続登記や自筆証書遺言書の保管に関する手続き等について、ご相談してみませんか？

具体的な相談例は、裏面をご覧ください。

開催日	**令和7年10月24日（金）**
説明会	時間：午前１０時～１２時（定員６０名） ①法務局職員による「相続登記の義務化」 ②法務局職員による「自筆証書遺言書保管制度」 ③東京司法書士会による「相続・遺言の注意点」 ④東京土地家屋調査士会による「相続と土地建物の登記」
相談会	司法書士・土地家屋調査士による「相続・遺言」に関する相談会 時間:午後１時３０分～午後４時３０分（定員３０組　各相談時間２０分）
会場	説明会及び相談会：東京法務局九段第２合同庁舎　１４階会議室 （　東京都千代田区九段南一丁目１番１５号九段第２合同庁舎　）
予約受付締切	令和7年10月23日（木）午後5時まで（土日祝日を除く） ※予約方法：電話もしくは直接窓口へ

お問合わせ・お申込み先

■ 東京法務局民事行政調査官室
（予約受付は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く））
■ TEL　03－5213－1319（直通）

主催　東京法務局・東京司法書士会・東京土地家屋調査士会

相　談　例

様々な疑問や不安に専門家の視点から
お答えします！

『司法書士』に相談できること

しほたん©東京司法書士会

・そもそも「相続人」って誰になるの？
　相続人が決まらないと、登記はできないの？

・土地や建物の登記を確認したら、何十年も前に亡くなった
　祖父の名義になっていたけれど、このままでいいの？

・「法定相続情報一覧図」って何？
　「遺産分割協議書」って、必ず作らなければならないの？

・「自筆証書遺言書保管制度」って、どんな手続をするの？

エコゾウ&トッチ ©東京土地家屋調査士会

『土地家屋調査士』に相談できること

・建物があるのに、登記されていないけれど大丈夫？

・取り壊した建物の登記が残っているけれど、このままで
　良いの？

・兄弟姉妹で共有している土地を、相続に備えて分割する
　ことってできるの？

・相続した土地の境界がはっきりしないけれど、どうしたら
　いいの？